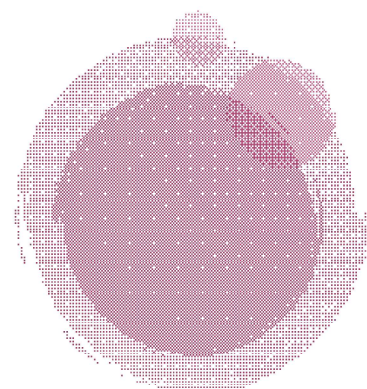


資料編



日常の安全点検のポイント

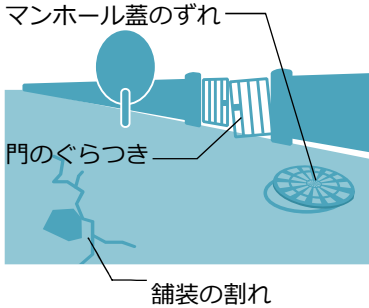
施設の保全のために、特に日々気を付けてチェックしていただきたいポイントについてまとめました。安全で事故のない施設のため、皆さんでチェックしましょう。

※データ⇒共有・000市教委・12学校安全・点検のポイント

異常を見つけたら
下記までご連絡ください
教育委員会
☎22-1341

点検日/令和 年 月 日 ()

敷地・外構の点検



①【1-1】舗装のひび割れ・陥没・損傷

人が落ちたり、つまずいたりする箇所はありませんか。危険な箇所は、カラーコーンなどで注意喚起をして早急に修理しましょう。



②【1-2】マンホールや側溝の蓋のずれ・損傷・腐食

人が落ちたり、つまずいたりする箇所はありませんか。危険な箇所は、カラーコーンなどで注意喚起をして早急に修理しましょう。

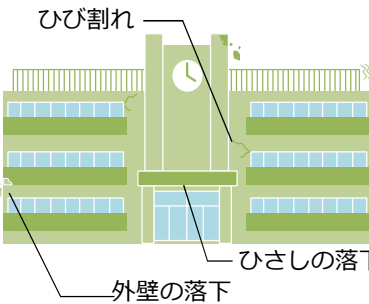


③【1-4】門やフェンスの傾き・腐食・変形

ぐらつきがあり倒れそうな場合は、カラーコーンなどで注意喚起をして早急に修理しましょう。



建物外部の点検



④【2-1,2-2】外壁やひさしの亀裂・浮き

人が歩くルート of 壁やひさしを確認します。落下しそうな部分を見つけた場合は、直下を立入禁止にし教育委員会に連絡します。



⑤【2-5】金属製の手すり・金具の傷みやぐらつき

触った人が落ちる可能性はありませんか。取り付けているものが落ちそうになっていませんか。

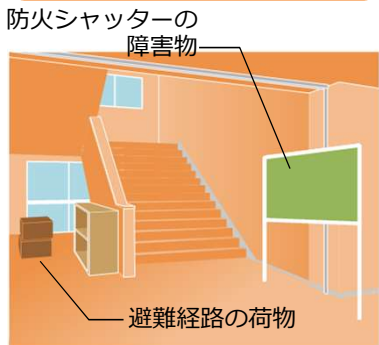


⑥【2-13】エアコン室外機の異常音・異臭等

いつもと違う臭いや音がありませんか。異常ランプが点灯していませんか。



建物内部の点検



⑦【3-2,3-9】高所にあるものの落下

エアコン・電気器具など、上部にあるものに傷みやぐらつきはありませんか。天井点検口はきちんと閉まっていますか。



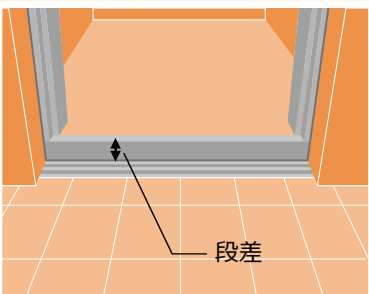
⑧【3-19】避難経路（防火戸・廊下・階段・非常口）

避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。



⑨【3-20】避難器具（避難はしご・救助袋）

器具の周囲や着地点に障害物はありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。



⑩【3-21,3-22】消防設備等（消火器・消火栓・火災報知器・排煙オペレーター）

各設備の操作に障害となる物はありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。



⑪【3-26】ガス漏れ警報器の電源・有効期限

電源が落ちていたり、有効期限が切れていませんか。有効期限が切れていたら、ガス会社に連絡してください。



学校特有の点検

専門家が行う点検での指摘事項や、学校ごとに特有のことから必要な項目があれば加えましょう。



○ _____



○ _____



臨時の安全点検のポイント【平常時】

法定点検は時点の点検でしかありません。施設を安全に保つためには施設関係者の継続した点検が必要です。年に1回以上皆さんでチェックしましょう。

※データ⇒共有・000市教委・12学校安全・点検のポイント

異常を見つけたら
下記までご連絡ください
教育委員会
☎22-1341

点検日/令和 年 月 日 ()

敷地・外構の点検



① 【1-9】 斜面の亀裂・変形・沈下

斜面が崩れると危険です。異常を感じたら教育委員会に連絡します。



② 【1-10】 擁壁の膨らみ・亀裂

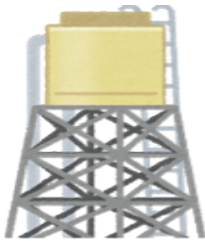
膨らみや大きな亀裂はありませんか。水抜きパイプは詰まっていますか。異常を感じたら教育委員会に連絡します。



③ 【1-11】 キュービクル・分電盤・配電盤の異常音・異臭・発熱

外部から目視で分かる範囲で結構です。いつもと違うことを感じたら教育委員会に連絡します。

建物外部の点検



④ 【2-4】 建具の不具合・変形・損傷等

サッシの開閉・施錠に問題はありませんか。ガラスが割れていませんか。けがの原因になると共に防犯上も問題があります。



⑤ 【2-14】 高架水槽・受水槽の変形・異常音・異臭

設備機器のある位置、警報の出る場所を把握します。基礎や取付部分も含めて損傷がないか、水漏れがないかも点検します。



⑥ 【2-14】 ポンプ・タンク類の変形・異常音・異臭

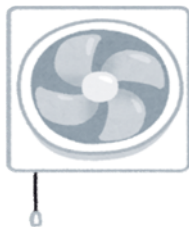
設備機器のある位置、警報の出る場所を把握します。基礎や取付部分も含めて損傷がないか、水漏れがないかも点検します。



⑦ 電気幹線のはずれ・垂れ下がり・損傷

外部から目視で分かる範囲で結構です。いつもと違うことを感じたら教育委員会に連絡します。

建物内部の点検



⑧ 【3-23】 床・壁のささくれ・段差

床や壁に突起や段差ができていませんか。ちょっとしたことがけがの原因になります。



⑨ 【3-24】 トイレや蛇口周りの漏水

外部や内部を問わず、トイレや蛇口周りに漏水はありませんか。水たまりになると滑って危険です。すぐに止水しましょう。



⑩ 【3-25】 コンセントやガスコックのカバーの損傷・紛失

感電やコックが破損してのガス漏れなど危険です。すぐに修理しましょう。



⑩ 【3-26】 換気扇の故障

変な臭いや異常音がありませんか。正常に作動していますか。適切な換気が必要です。すぐに修理しましょう。

学校特有の点検

専門家による点検での指摘事項や、学校ごとに特有のことから必要な項目があれば加えましょう。



○ _____



○ _____

臨時の安全点検のポイント【学校行事前】

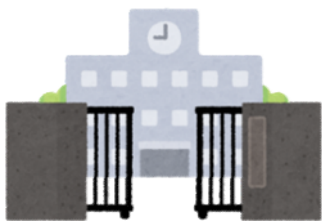
大勢の方が集まる学校行事に先立ってチェックしていただきたいポイントをまとめました。安全で事故のない学校行事を実施するために、年に2回ほど行いましょう。

※データ⇒共有・000市教委・12学校安全・点検のポイント

異常を見つけたら
下記までご連絡ください
教育委員会
☎22-1341

点検日/令和 年 月 日 ()

敷地・外構の点検



建物外部の点検

建物(体育館)内部の点検



学校特有の点検

専門家が行う点検での指摘事項や、学校ごとに特有のことから必要な項目があれば加えましょう。

- ① **【1-1】 舗装のひび割れ・陥没・損傷**
 体育館の周辺や運動場の外周など、日常点検していない場所も改めて点検します。来校者が多い通路は特に気を付けましょう。
- ② **【1-3】 側溝や排水溝の詰まり**
 イベントをきっかけに、日常点検していない範囲も点検します。
- ③ **【1-4,1-5】 門やフェンスの傾き・腐食・変形**
 普段使用していない門やブロック塀、フェンスも点検します。駐輪場や待機場所となる周囲は特に注意してみましょう。
- ④ **【1-5】 手すりのぐらつき・腐食・損傷**
 待機場所や観覧席，トイレへの通路など，お年寄りや幼児などが寄りかかって転倒することを防ぎましょう。
- ⑤ **【1-6】 樹木の根本の腐朽・支柱のさびや腐食**
 根本から倒れると危険です。通路や人だまりになる場所は特に注意しましょう。
- ⑥ **【1-8】 防球ネット，掲揚台，遊具のぐらつき・腐食・変形**
 外部に設置されている工作物が原因のけがを防ぎましょう。異常を見つけた場合は近付けないよう注意喚起しましょう。
- ⑦ **【2-3】 高所にあるものの落下**
 通路や観覧席付近などに上からの落下の危険性はありますか。外灯やスピーカーなどの金具を点検します。
- ⑧ **【3-9】 体育館や屋外の放送設備の不具合**
 予行演習の際に発覚しても間に合いません。非常放送も含めて早めに確認しましょう。
- ⑨ **【3-23】 体育館の床の段差・ささくれ**
 来校者はスリッパを利用されます。運動靴よりも脱げやすいので、改めて点検します。ささくれは撤去しておきましょう。
- ⑩ **【3-24】 トイレの漏水・異臭等**
 漏水や照明の球切れはありませんか。臭いがこもっていませんか。
- _____
- _____
- _____

臨時の安全点検のポイント【避難訓練前】

避難訓練の前にチェックしていただきたいポイントについてまとめました。
避難器具や消火設備の場所を確認しておきましょう。

※データ⇒共有・000市教委・12学校安全・点検のポイント

異常を見つけたら

下記までご連絡ください

教育委員会

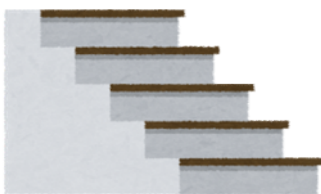
☎22-1341

点検日/令和 年 月 日 ()

建物内部の点検



建物外部の点検



学校特有の点検

専門家による点検での指摘事項や、学校ごとに特有のことから必要な項目があれば加えましょう。



①【3-19】避難経路の障害物・可燃物

避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。



②【3-19】防火戸周辺の障害物・可燃物

避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。



③【3-20】非常用進入口前の障害物

周囲に障害物がありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。



④【3-21,3-22】避難器具・消防設備・非常ベル・排煙窓周辺の障害物

各設備の操作に障害となる物はありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。



⑤【3-22】非常用照明や誘導灯の破損・球切れ

避難の際の重要な目印です。点検の上、球切れの場合はすぐに交換して備えましょう。



⑥【2-7】屋外階段の障害物・可燃物

避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。



⑦【2-8】屋外階段の亀裂・さび等

普段、頻繁に利用しないので、訓練前に点検します。異常がある場合は教育委員会に連絡します。



⑧ 前回までの指摘事項の経過観察

災害時に危険な箇所とされないか経過観察を行い、劣化等が進行している場合には教育委員会に連絡します。



○ _____



○ _____



避難経路を点検する際の視点

● 避難訓練時に使わない経路も忘れずに点検しましょう

1つの経路が使用不能となった場合に備えて、教室からの避難経路は原則2つ以上設けられています。

● 児童生徒だけでも避難できるようにしておきましょう

外階段に出るためのドアや、階段室1階から外へ出るためのドアは、ほとんどの場合で避難経路となっています。いつでも、誰でも内側から開けられる状態にしておく必要があります。

● 廊下も重要な避難経路です できるだけ物を置かないようにしましょう。

臨時の安全点検のポイント【梅雨・台風前】

梅雨の長雨や、台風の強風と大雨に備えた点検のポイントについてまとめました。
また、水泳授業の始まる前にプールの点検をしましょう。

※データ⇒共有・000市教委・12学校安全・点検のポイント

異常を見付けたら
下記までご連絡ください
教育委員会
☎22-1341

点検日/令和 年 月 日 ()

敷地・外構の点検



①【1-6】樹木の根本の腐朽、支柱のさび・腐食

突風で根本から倒れると危険です。異常がある場合は転倒防止の対策やカラーコーンを置き、立入禁止にするなど対策をしましょう。



②【2-3】高所にあるものの落下

通路に上からの落下物の危険性はありませんか。異常があれば迂回させるなどの対策をしましょう。

建物外部の点検



③【2-5】屋上の金属類・雨どい・取付金具のぐらつき・腐食・変形

避雷針やアンテナ、タラップ、手すりなど屋上にあるものを確認しましょう。へりには近付かずに安全な場所から目視で点検します。



④【2-6】備品、鉢植えなどの放置

強風や地震で落下する危険があります。屋上やベランダ、ひさしには物を置かないようにしましょう。



⑤【2-9】排水ドレン・側溝の汚れ、目地の詰まり、樋の詰まり

防水層に大きなひび割れやめくれはありませんか。ドレンや側溝は清掃しましょう。目地の雑草も雨漏りの原因になります。



⑥【2-10】トップライトの損傷・割れ

利用者の転落を防ぎましょう。漏水の原因にもなりますので、雨天が続く前に修理しておきましょう。



⑦【2-11】パラペットの亀裂・損傷

落下すると危険です。また漏水の原因にもなります。亀裂の大きい場合は撤去して応急処置をするなど、落下を防ぎましょう。

建物内部の点検



⑧【3-2】照明器具の球切れ・汚れ

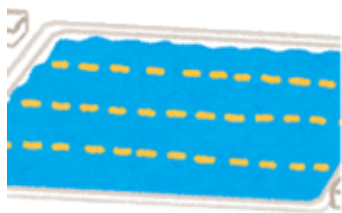
清掃で明るくなります。雨天が続く前にきれいにしましょう。



⑨【2-13】エアコンの清掃・異臭・異音

エアコンの利用開始前にはフィルターの掃除を行いましょう。節電にもなります。室外機の周辺は物を置かないようにしましょう。

プールの点検



⑩【1-12】プール内やプールサイドの段差・亀裂

裸足で歩くので、けがにつながりやすい場所です。



⑪【1-12】プール周辺のフェンスの破損

肌が露出しているので擦り傷や切り傷に直結します。破損部分にはテープを巻くなど応急処置をしましょう。



⑫【1-12】プール用のトイレ、更衣室の確認

プールの時期に利用頻度が上がる通路などを含めて点検します。濡れている場所があれば、漏水の可能性あります。

学校特有の点検



児童生徒等が安全に、安心して学校生活を送るために

建物や設備などが安全であるためには、「建物等が安全な状態にあるか常に意識する」ということが大変重要です。日常の安全点検とは、不具合に対する感度を高め、日常業務の中で五感を使って変異に気付くようにすることが大切になります。日常業務の中に点検の視点を組み込むことで、負担を感じることなく点検作業ができるように工夫していきましょう。

(1) 校内巡回などと併せて行う

管理職（校長，教頭）が校内を巡回する際に、建物等の安全に関する視点を加えるなど、これまでも行っていた業務と併せて実施しましょう。

(2) 多くの人の目で行う

教職員全員が、建物等の異常について日常業務の中で気にかけるようにしましょう。

(3) 異常が見付かったらすぐに報告する

「命に関わるもの」と思われる異常が見付かった際には、使用禁止等の適切な措置を講じ、教育委員会に報告しましょう。

(4) 記録を残す

不具合の記録を残すことは、繰り返し起こる不具合の原因究明や、管理職（校長，教頭）や安全担当が異動になった際のスムーズな業務の引継ぎのために必要です。

1 安全点検の種類

(1) 専門家が行う点検

市の職員や業者等，専門家による点検を定期的を実施する。

専門業者による遊具の点検を実施する。

(2) 学校が行う点検

学校保健安全法施行規則第28条・29条に基づき，学校は次の点検を実施する。

① 定期の安全点検

【頻度】○每学期1回 ○毎月1回

【項目】○児童生徒等が使用する施設・設備及び防火・防災・防犯に関する設備など
○児童生徒等が多く使用するとと思われる校地・運動場・教室など

② 臨時の安全点検

【頻度】○学校行事や避難訓練，非常変災時等の前後など必要があるとき

【項目】○必要に応じて設定する

③ 日常の安全点検

【頻度】○毎授業日

【項目】○児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所

2 安全点検の対象

(1) 校舎内等

異常が発見された場合は，迅速かつこまめに改善に取り組むとともに，整理整頓に努め，清掃を徹底していくことが事故防止につながる。また，児童生徒等も自ら環境整備をし，安全な状態を保つことができるようにする。

校舎内等における管理の対象と状態の変化に留意する箇所については，以下のとおりである。

管理の対象	状態の変化に留意する箇所（例）
教室	床、腰板、壁、窓枠、手すり、窓ガラス、出入口の扉、机、戸棚、ロッカー、清掃用具入れ、照明、清掃用具
廊下、階段、昇降口、ベランダ	窓枠、フェンス、額等掲示物、階段の手すり、下駄箱、階段のすべり止め、アプローチ
便所	扉、便器、水漏れ、床、掃除用具、掃除用具入れ
水飲み場	蛇口、床、石鹼や消毒液の設置
屋上	施錠、扉、金網等、明り取り窓
給食室	調理器具、ネズミや害虫等、刃物類、電気、ガス、運搬用コンテナ、衛生の状態、火気使用の状態、火気の後始末
特別教室（準備室含む）	設備、薬品、電気、火気の後始末、備品の管理、危険表示物
体育館	床、壁、扉、便所、更衣室、窓枠、窓ガラス、照明、ステージ、備え付けの備品、体育備品、体育倉庫の整理
校舎の外壁	壁

（２）校舎外等

定期・不定期の点検を行い安全状態を維持し、不良な箇所の発見と改善に努める。また、一般の者との接点も多いので、事故防止とともに、防犯への配慮も必要である。

校舎外等における管理の対象と状態の変化に留意する箇所については、以下のとおりである。

管理の対象	状態の変化に留意する箇所（例）
運動場・園庭等	地面（ポイント・ロープ・危険物等）、排水、フェンス、外部の境界、記念碑や石像等、車止め、雑草、芝
遊具・体育等の固定施設・移動階段	サッカーゴール等、施設周辺、溶接部分、ねじ・ボルト等、掲揚塔、砂場、錠
運動具倉庫	錠、石灰、運動用具
プール	浄化・消毒装置、水質、水位、プール底、排水溝カバー、プールサイド床面、フェンス、更衣室、薬品
校門	フェンス、門扉等、施錠
自転車置き場	フェンス、地面、屋根

3 安全点検の形骸化やマンネリ化防止のために

（１）実施計画等を定期的に見直す。

（２）安全点検では目的を再認識することで、危険発見や危険予測につなげていく。点検者が意識的に行う姿勢をもつことで、不良箇所、危険箇所などの早期発見につなげる。

（３）担当場所を変えたり、安全に配慮しながら、保護者や児童生徒等を参加させたりする等の工夫をする。

（４）安全点検や記録の方法を評価し、必要に応じて改善する。

4 安全点検結果の報告

（１）定期の安全点検

①各学校における点検表にて、担当者から管理職に報告する。

②毎月、学校施設設備について安全点検を実施し、実施結果について教育委員会に報告する。

⇒別紙様式（P. 44）

(2) 臨時の安全点検及び日常の安全点検

臨時及び日常の安全点検の際、危険が生じる場所や施設、設備等が発見された場合は、直ちに「使用禁止」や「立入禁止」等の措置を取るとともに教育委員会に報告する。

(別紙様式)

令和〇年〇〇月〇〇日

安全点検結果報告書

白石市教育委員会
教育長 殿

白石市立〇〇 〇学校
校長 〇〇〇〇〇 公印

このことについて、学校施設・設備管理マニュアルに則り実施した結果を下記のとおり報告いたします。

記

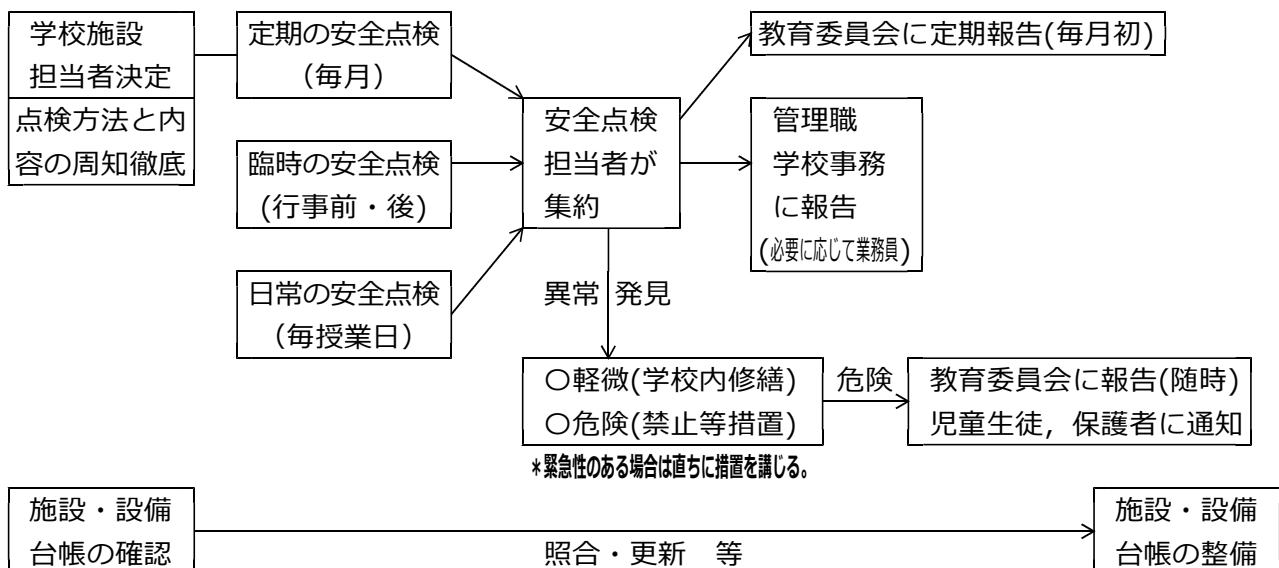
■実施日 令和〇年〇月〇日

■緊急に撤去・修繕が必要な箇所

箇所	状況

※ 上記には、児童生徒の命または重大な事故に関わる箇所を選定し記載すること。
 ※ 前月に記載した箇所は再掲しないこと。
 ※ 写真等状況が分かる資料を添付すること。

5 学校施設・備品管理のフローチャート



実施日 令和 年 月 日() 校舎1階 担当[]

点検内容	点検場所	点検方法						昇降口	体育館フロア	体育館ステージ	トイレ(男・女)	配膳室	印刷室	会議室	放送室 相談室	●●教室	○○教室	視聴覚室	保健室
		目視	打音	振動	負荷	作動	触診												
① 出入口の戸の開閉		○				○													
② ガラスの破損		○																	
③ 天窓, 天井の状況		○																	
④ 照明器具		○				○													
⑤ 内壁・床の状況 (ひび割れなど)		○			○														
⑥ 外壁		○			○														
⑦ エアコン・暖房機器 及び その周辺		○				○													
⑧ 機材・器具の状況		○		○															
⑨ 棚の積載物・その他 危険物・危険箇所		○		○															

◆安全点検表(参考例)◆
月毎使用版の安全点検表(例)です



○…異常なし ×…破損等, 異常あり
×の項目について下に詳しく記載
※点検後速やかに提出・報告

業務員	事務	安全主任	主幹教諭	教頭	校長

危険箇所・改善場所	状況(具体的に)	処置	処置者	安全担当	教頭	校長

※ 点検方法

目視⇒目で確かめる。 打音⇒打診棒等を用いて音を確かめる。 振動⇒実際に揺らして確かめる。
負荷⇒実際に力を掛けて確かめる。 作動⇒実際に動かして確かめる。
触診⇒実際に触れたり, 動かしたりして確かめる。
傾聴⇒異音がしたり, 放送等が聞き取りにくかったりしないか確かめる。

学校安全委員会規約

(設置)

第1条 学校安全の組織的な取組を計画的に実施するため、●●●学校安全委員会（以下「学校安全委員会」という）を設置する。

(職務)

第2条 学校安全委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 危険箇所の抽出・分析・管理の活動に関すること
- (2) 危険箇所の定期的な点検に関すること
- (3) 学校安全に関する取組
- (4) その他の関連事項

(構成等)

第3条 学校安全委員会は、次に掲げる者のうちから●●●学校長が任命又は委嘱した学校安全委員で構成する。

- ①●●●学校教職員
- ②保護者代表
- ③児童生徒代表
- ④学区内在住の有識者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年とし、再任することを妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 学校安全委員会に委員長を置き、校長がその任にあたる。

- 2 委員長は、会議を運営し、意見を集約する。

(会議)

第6条 学校安全委員会は、委員長が招集する。

- 2 学校安全委員会には、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 学校安全委員会に関する庶務は、●●●学校において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、学校安全委員会の運営に関しての必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

1. この規約は、令和4年4月1日から施行する。

安全点検等の年間計画（例）

【安全点検の年間計画】 ※学校安全委員会における資料

この年間計画は、多面的な視点を明確にした安全点検を計画・実施するために重要なものです。学校安全委員会で提案し、修正を加えながら、安全点検及び安全に対する取組を推進していきます。

各校（小・中、幼稚園）の実態に応じた年間計画を作成し、P D C A サイクルで進めていきます。

月	学校行事等		教職員	生徒（防災安全委員会）	P T A
4	入学式，始業式	○日	安全点検研修会	防災安全委員会組織作り	本部役員会，常任委員会
	1年野外活動	○日	行事前安全点検（臨時）	部活動安全点検	
	交通安全教室	○日	定期安全点検（一斉）＊27日	安全集会＊27日	
	白石市学校安全の日	27日			
5	地区中総体	○，○日	校内危険箇所マップ作り①	校内危険箇所マップ作り①	本部役員会，常任委員会 安全点検ボランティア募集
	学校安全委員会①	○日	定期安全点検 ＊20日	校内危険箇所アンケート実施	
6	地区中体連陸上大会	○日	定期安全点検 ＊20日	安全点検実施 ＊■日	
	3年修学旅行	○日	学区内危険箇所マップ更新	学区内危険箇所マップ更新	
7	県中総体	○日	校内危険箇所マップ作り②	校内危険箇所マップ作り②	安全点検実施 ＊■日 校内・学区内危険箇所マップ更新
	三者面談	○日	定期安全点検 ＊20日	部活動安全点検	
	夏季休業	○日			
8	夏季休業	○日	定期安全点検 ＊20日	安全点検実施 ＊■日	
	定期考査	○日	安全点検講習会参加		
9	地区新人大会	○日	行事前安全点検（臨時）	校内危険箇所アンケート実施	安全点検ボランティア募集
		○日	校内危険箇所マップ更新	校内危険箇所マップ更新	
		○日	定期安全点検 ＊20日		
10	終業式	○日			
	始業式	○日	定期安全点検 ＊20日	安全点検実施 ＊■日	
	文化祭	○日	行事前安全点検（臨時）		
	合唱コンクール	○日			
11	三者面談	○日	定期安全点検 ＊20日		安全点検実施 ＊■日 校内・学区内危険箇所マップ更新
		○日			
12	2年立志式	○日	行事前安全点検（臨時）	安全点検実施 ＊■日	安全点検ボランティア募集
	小学生体験入学	○日	学区内危険箇所マップ更新	学区内危険箇所マップ更新	
	冬季休業	○日	定期安全点検 ＊20日		
1	冬季休業	○日	定期安全点検 ＊20日	校内危険箇所アンケート実施	
	いじめ防止大会	○日	校内危険箇所マップ更新	校内危険箇所マップ更新	
	3年定期考査	○日			
2	1,2年定期考査	○日	定期安全点検 ＊20日	安全点検実施 ＊■日	安全点検実施 ＊■日
	学校安全委員会②	○日			
3	卒業式	○日	行事前安全点検（臨時）		
	修了式	○日	定期安全点検 ＊20日		

学校施設設備台帳作成要領

令和4年2月1日

白石市教育委員会学校管理課

1 目的

学校施設は、児童生徒等などが一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、非常災害時には避難所として地域住民の避難生活の拠点となるものである。

学校施設の維持管理を適切に行い、児童生徒の安全確保を図るため、学校施設内に設置される構築物や大型備品等（以下、「構築物等」という。）の設置目的や整備状況を明確にした学校施設・設備台帳を整備し、学校と教育委員会相互での共有できる体制を構築する。

2 作成時期

令和4年1月1日現在において作成すること。

なお、令和4年度以降の台帳整備については、毎年11月末までの状況を12月末までに、教育委員会に報告すること。

3 作成責任者

校長

4 対象構築物等

各学校に設置する構築物、大型備品及び大型遊具等、その他、校長が特に登録が必要と認める構築物等について作成すること。

5 記載項目について

- (1) 【別紙】「学校施設・設備台帳整備一覧」には、実際に台帳の記入にあたった者の職及び氏名と作成責任者である校長名を記入すること。
- (2) 【別紙様式1】学校施設・設備台帳には、屋内、屋外別に構築物等の名称、設置者、設置(撤去)の時期、場所、目的・用途、材質、想定耐久年数など記入すること。
- (3) 学校施設・設備台帳の番号と図面の番号は一致すること。
なお、添付する図面様式は任意とするが、公立学校施設台帳の平面図及び施設配置図を活用して作成することも可能とする。
- (4) 「構築物等の名称」は、学校や教育委員会の備品台帳や施設整備台帳等の管理台帳に登録のないものも記入すること。
- (5) 記入する構築物等は、高さが概ね1.1m以上のものとする。ただし、児童生徒の安全を確保する観点から、特に校長が必要と認める場合は、この限りではない。
- (6) 「設置場所」は、「正面玄関前」、「〇〇南側」など校舎、体育館など主な建物を中心に東西南北で分かりやすく記入するとともに、構築物等の設置場所を示した図面を添付すること。
- (7) 構築物等の購入または寄付、その他（※外部団体の設置等）の別を記入すること。
- (8) 「備考」には、寄付受納年月日や外部団体からの設置申請日及び許可日などを記入すること。
- (9) その他、特記のない事項については、把握している範囲内で記入すること。

【別紙】

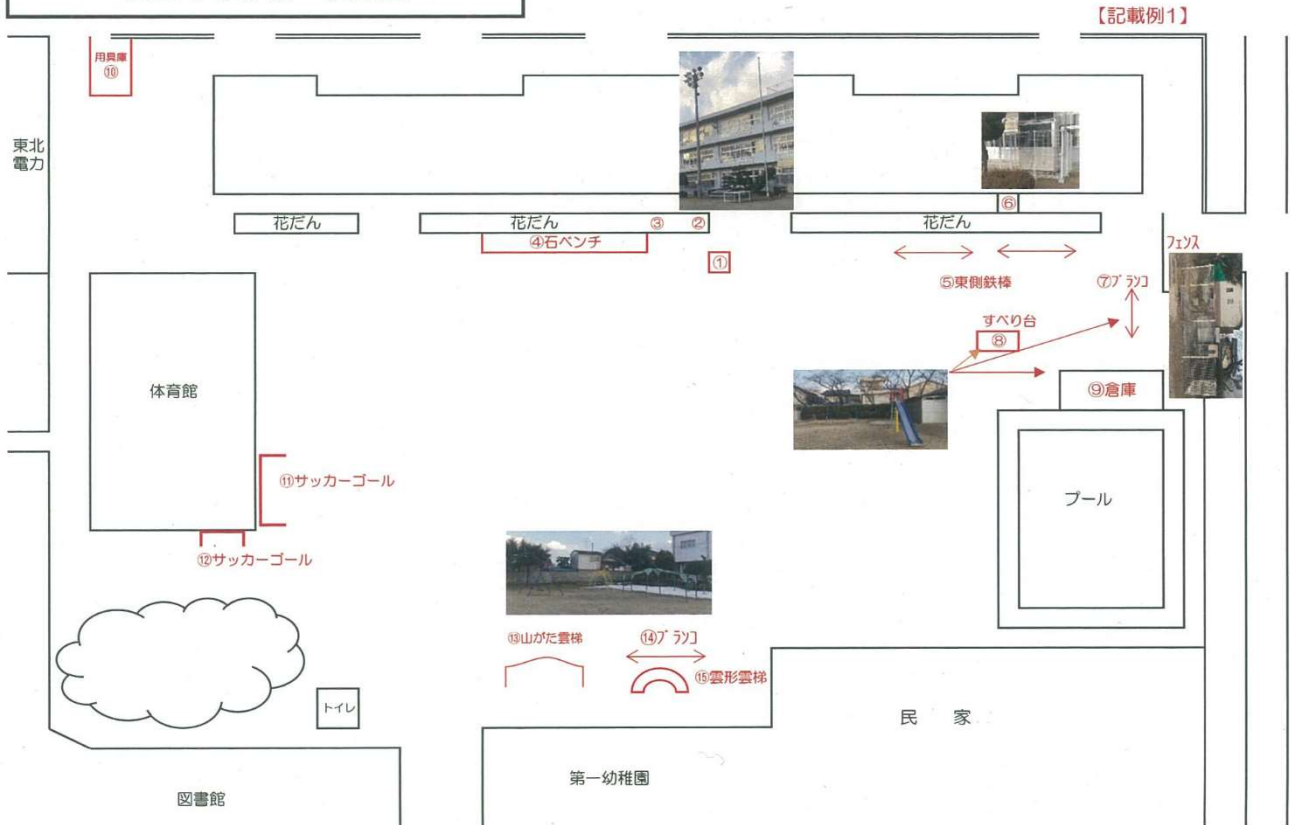
- 「【別紙様式1】学校施設・設備台帳」の内容が加除修正等された際には速やかに下表「学校施設・設備台帳整備一覧」を整え、台帳を確認の上、押印する。また、年度始めにも確認する。
- 管理職は学校施設・整備台帳の内容に関して適切に引継ぎを行う。

学校施設・設備台帳整備一覧			白石市立〇〇小学校		
年 月 日	担 当 者	印	作 成 責 任 者	確 認 印	備 考
	職 氏 名		(校 長 名)		

想定される構築物等			
区分	名 称		
屋内	エアコン	屋外	エアコン室外機
	大型スクリーン		国旗掲揚ポール
	高所の放送機器、防犯機器		サッカーゴール
	上下可動式黒板		倉庫、飼育場
	スチール棚		朝礼台
	電子黒板		銅像、記念碑
	天吊りテレビ台		バックネット
	本 棚		藤棚、東屋
			防球フェンス、バックネット
			防災備蓄倉庫
			門扉、塀
	遊 具		
※その他、各学校（園）の設置状況による。			

- 「学校施設・設備台帳」は、屋内、屋外の両方を作成する。
- 施設設備が新たに設置された場合や撤去等の際は「学校施設・設備台帳整備一覧」に加除修正していく。
- 空欄の箇所は調査して記録する。

白石〇〇学校 位置図



■上の位置図の数字と、下の「学校施設・設備台帳」の数字を対応させて記載する。

【別紙様式1】

学校施設・設備台帳 (屋外)

【記載例】

白石市立〇〇小学校

番号	構築物等の名称	設置者	設置年月日 (撤去年月日)	設置場所	目的及び 用途	使用頻度		構造 (材質)	規格(サイズ) (幅×奥行×高さ) mm	数量	金額	購入 寄附	管理者	備考
						月	回数							
①	朝礼台	白石市	不明	正面玄関前	屋外行事等	月	1回	鉄	1870×1270×800	1	100,000	購	学校	
②	掲揚ポール	白石市	S43.3.31	〃	運動会等	年	1回	アルミ	約 H=6000	1	-		学校	
③	夜間照明灯	白石市	H4.7.30	正面玄関前	学校開放事業	週	1回	〃	H=16000	2	-		生涯学習課	
	夜間照明灯			体育館東側	学校開放事業	週	1回	〃	H=16000	2	-		〃	
⑩	用具庫	学校	H1.4.1	北西側昇降口前	屋外用具入れ	毎日		スチール	1240×500×1150	1	120,000	寄	学校	H1.4.1寄付
⑪	サッカーゴール (大)	学校	H1.4.1	体育館東側	体育教材	週	1回	鉄	5000×1900×2150	1	不明	他	学校	
⑫	サッカーゴール (小)	スポーツ少年団	H10.4.1	体育館西側	サッカーの練習	週	2回	アルミ	3000×1200×1800	1	不明	他	スポーツ少年団	H10.3.1申請・許可
⑬	山がた雲梯	白石市	S43.3.31	校庭南側 (第一幼稚園側)	遊具	毎日		スチール	4100×660×2200	1	不明		学校	
⑭	南側プランコ	白石市	不明	校庭南側 (第一幼稚園側)	遊具	毎日		スチール	6580×2340×2500	1	不明		学校	
⑮	雲がた雲梯	白石市	S43.3.31	校庭南側 (第一幼稚園側)	遊具	月	1回	スチール	4100×2000×2200	1	不明		学校	

- 削除する場合は、見え消し【—〇〇—】にて記載すること。
- 設置、撤去等があった場合は早急に台帳を整備すること。

白石市学校施設点検（専門家等）計画

1 趣旨

学校保健安全法第26条の規定及び第3次学校安全の推進に関する計画に基づき、各学校（園）の施設・設備の設置状況や児童生徒等の多様な行動を考慮の上、専門的な点検を実施し、不具合等を早期に発見し、適切な維持管理に努める。

2 方法

市が設置する学校（園）（休校施設を除く）を4グループに分け、ローテーションにより業者による点検と市技術職員による点検を行う。この点検方法により、各学校（園）の施設は2年に1回業者ないし市技術職員による点検を受けることになる。専門家による点検を行わない年は、教育委員会事務局職員と学校職員による合同点検を行う。

なお、遊具については従前どおり、全学校施設を対象として年1回業者による点検を実施する。

3 グループ分け

市内学校施設を以下の4グループに分ける。

- (1) Aグループ：白石第一小学校、越河小学校、福岡小学校、白石市第二幼稚園
- (2) Bグループ：白石第二小学校、大平小学校、深谷小学校
- (3) Cグループ：大鷹沢小学校、白川小学校、小原小中学校
- (4) Dグループ：白石中学校、福岡中学校、東中学校

4 点検従事者

- (1) 業者による点検は、一般社団法人宮城県建築士会白石刈田支部に協力を要請し、会員建築士が行う。
- (2) 市技術職員による点検は、市長部局に協力を要請し、建設部等の市技術職員が行う。
- (3) 市教委・学校合同点検は、学校の点検時に市教委職員も同行し、一緒に点検を行うとともに、学校教職員による点検状況の確認指導を行う。

5 点検内容

学校保健安全法施行規則第28条の規定に基づき、学校（園）が実施している安全点検の項目について、目視、触診、打診などの方法で点検を行う。

6 点検ローテーション

「3」で分けたグループごとに以下のローテーションで行う。

令和4年度はパターン1、令和5年度はパターン2、令和6年度はパターン3、令和7年度はパターン4とし、令和8年度はパターン1に戻る。

	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
Aグループ	建築士会点検	市教委・学校合同点検	市技術職員点検	市教委・学校合同点検
Bグループ	市教委・学校合同点検	建築士会点検	市教委・学校合同点検	市技術職員点検
Cグループ	市技術職員点検	市教委・学校合同点検	建築士会点検	市教委・学校合同点検
Dグループ	市教委・学校合同点検	市技術職員点検	市教委・学校合同点検	建築士会点検

白石市学校安全の日を定める規則

(趣旨)

第1条 令和3年4月27日に白石市立白石第一小学校で発生した防球ネット支柱折損事故の記憶を風化させず教訓として後世に伝え、二度と同じような痛ましい事故を起こさないよう安全で安心な学校づくりに努めることを誓う日として、白石市学校安全の日(以下「学校安全の日」という。)を定める。

(学校安全の日)

第2条 学校安全の日は、4月27日とする。

(学校安全の日の取組)

第3条 白石市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び市立学校は、教育関係機関、団体等と連携し、協力して次の取組を行うよう努める。

- (1) 事故の記憶を風化させず教訓として後世に伝えるための取組
- (2) 安全で安心な学校づくりのための取組
- (3) その他教育委員会が必要と認める取組

2 前項の取組は、学校安全の日又はその前後の期間に重点的に行うよう努める。

3 教育委員会は、学校安全の日の趣旨を広く市民に普及させるよう努める。

(教育関係者の責務)

第4条 教育委員会及び市立学校の職員その他白石市の教育に関係する者は、学校安全の日の取組に協力し、安全で安心な学校づくりに努めなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

お わ り に

白石第一小学校の事故から約1年半が過ぎております。この事故によって我々は「命を守る教育及び行政の在り方」について改めて熟慮すべきことと重く受け止めるとともに、記憶を風化させず教訓として捉え、再発させないことが命題であると強く自覚しております。

白石市に勤める教職員として、「命を守る」ことを一層意識し、教育委員会との連携を図りつつ、未然防止・再発防止に向けた学校安全体制の構築、安全管理の充実、家庭・地域との協働による学校安全の推進に取り組むことが使命であると考えます。

今回作成したこの安全点検マニュアルは、学校施設の外壁、建具・ガラス、機械設備、備品といった非構造部材等を点検する際に、注意すべき視点や対応等が示されています。あくまで、専門技術者ではない学校施設管理（安全点検）を実際に行う教職員のためのマニュアルとなっていますので、点検箇所・部位等を写真と併せて平易に解説し、実際に点検する際の参考となるように作成いたしました。

各学校におかれましては、校長のリーダーシップのもと、本マニュアルを適宜適切に活用していただき、安全管理及び事故の未然防止に取り組まれるとともに、より一層、学校の安全確保に努められますようお願いいたします。

白石市教育委員会

協 力

(敬称略)

宮城県教育庁保健体育安全課

宮城県大河原教育事務所 指導班

宮城県白石工業高等学校 建築科長（一級建築士）

白石市立小・中学校

白石市第二幼稚園

白石市立白石第一小学校 安全担当主幹教諭

白石市立東中学校 安全担当主幹教諭

参考資料

学校施設の点検ハンドブック(平成27年12月) 自治体等女性FM会

第3次学校安全の推進に関する計画(令和4年3月) 文部科学省

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

(令和3年6月) 文部科学省

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(平成31年3月) 文部科学省

学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(平成27年3月改訂版) 文部科学省

みやぎ学校安全推進計画(第2次)(令和4年10月) 宮城県教育委員会

みやぎ学校安全推進計画(平成29年11月) 宮城県教育委員会

みやぎ学校安全基本指針(平成24年10月) 宮城県教育委員会

令和4年12月 発行

編集者 白石市教育委員会

発行者 白石市教育委員会

印刷所 (株)仙南総合事務センター